

緊急事態宣言解除に伴う当法人の対応（お知らせ）

5月14日、福岡県はじめ39県の緊急事態宣言が解除されました。しかしながら、気の緩み等から生じる第二波の感染拡大の可能性が残されており、未だに予断を許さないという状況に変わりはなく、更に気を引き締めて感染防止に努めていく必要があります。

4月15日から始まった外来診療・リハおよび通所サービス等の中止について、この再開時期にはとても慎重な判断が求められるところであります。利用者の皆様、ご家族にはご不便をおかけしますが、5月末日までは前回お知らせした通りに延期を継続するというご理解、ご協力をお願い申し上げます。

6月1日からの再開へ向けては、これまで通り3密を避けることは勿論、マスク着用、咳エチケットや不要不急の外出自粛等感染防止についてご配慮のもと健康管理に努めていただければと存じます。

また、入所施設における面会等について、厚労省からその取扱いについては従前のままであります。クラスター発生の恐れが残されている状況が改善され、また、今後の国・県の動向に注視しながら対応して参りますが、面会中止の措置が解除できるようになれば改めてお知らせいたします。それまでのご辛抱とご協力を切にお願い申し上げます。

令和2年5月15日

社会福祉法人ゆうかり学園

理事長 日野 博愛